

# 一般財団法人北海道バスケットボール協会 肖像権取扱規定

## 第1条〔目的〕

本規定は、一般財団法人北海道バスケットボール協会（以下、「本協会」という。）が主催する事業に参加または関与する、競技者および指導者にその他の関係者の肖像の取り扱いに関し、基本事項を定める。

## 第2条〔定義〕

本規定で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本事業とは、本協会が主催する大会、研修会ならびに講習会をいう。
- (2) 競技者とは、本協会の登録者および本協会が主催もしくは承認した大会へ参加する者をいう。
- (3) 指導者とは、本協会の登録者および本協会が主催もしくは承認した競技会での監督・コーチ・引率者をいう。
- (4) 本事業関係者とは、大会役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、本協会および本事業に関わる機関・競技団体関係者をいう。
- (5) 肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいう。
- (6) 肖像権とは、肖像を勝手に撮影もしくは記録され、または撮影、記録された肖像の公表、利用されない権利、および肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。

## 第3条〔肖像の管理〕

本協会は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者および本事業関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

## 第4条〔本協会による肖像の利用〕

- 1 競技者、指導者および本事業関係者は、本協会および本協会が認める報道機関等が次の次号の行為を行うことにつき、異議を述べない。
  - (1) 本事業開催中に、大会の会場およびその周辺において、大会関係者、競技者、指導者および講習会関係者の肖像を撮影し、また記録すること。
  - (2) 前項により撮影または記録した肖像を新聞、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映、または肖像を有償で譲渡すること。
- 2 競技者、指導者および本事業関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如何を問わず一切対価を求めない。

## 第5条〔営利目的の事業者による肖像の利用〕

- 1 本協会が許可した業者および関係者に限る。
- 2 肖像許可要項を、次の各号に定める。
  - (1) 本協会との年間スポンサー契約が結ばれていること。

- (2) 申請業者の個人情報保護方針書の提出されていること。
- (3) 当該大会の肖像活動申請済であること。
- (4) 肖像の利用目的および安全管理措置、第3者提供の制限措置等の規約が提示されていること。
- (5) 本人からの開示要求および苦情に対する対応措置が構築されていること。

3 肖像を許可された業者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本協会または開催地実行委員会が発行する撮影許可証を身につけ、用意されたビブス等を着用すること。
- (2) 撮影場所、条件等は本協会または開催地実行委員会の指示を受け大会運営に支障をきたさないよう配慮すること。

#### 第6条〔その他、肖像の利用〕

本協会が主催する大会、講習会の肖像は、前条に基づき、本協会の事前の書面による承諾のある場合を除き、肖像を利用させてはならない。ただし、本人またはその家族が私的に利用する場合、当該チーム内での肖像の共有、および、スカウティングのための撮影について、次の各号に定める。

- (1) 利用目的は、本人または家族の私的利用、およびチーム内の共有とする。
- (2) スカウティング目的とする肖像の利用は、チーム内での共有とする。
- (3) 第三者への肖像の提供および SNS 等に情報の発信や肖像の発信等、掲載および販売は禁止する。
- (4) 撮影場所は、主催者の指示に従う。
- (5) 本協会または開催地実行委員会が発行する撮影許可証を身につけ、用意されたビブス等を着用すること。

#### 第7条〔本規定に属さない事項〕

本規定に定めのない事項が発生した場合は、原則、本協会の運営委員会で協議し、理事会の決定により対処する。

#### 第8条〔改廃〕

本協会は、必要があると認めた場合、本規定の改訂または廃止することができるものとする。

#### 附則

本規定は、2020年9月9日開催「2020年度第2回理事会」の決議により、施行。